

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

[2025.3.25時点]

2. 制度自体の概要

No.	質問	回答	備考
1	申請を行わなかった（忘れていた）場合はどうなるか。	本支援金は、支給上限として岩手県全体で30,000人に達し次第終了となります。上限に達しない場合でも、令和7年11月14日（金）で受け付け終了となり、それ以降の申請は受付できませんので、予めご了承ください。	
2	賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうするのか。また、事後の状況確認等はあるのか。	原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求める可能性があります。なお、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。	
3	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合には、どのような取扱いとなるか。	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合、最低賃金額からさらに60円以上の引上げを行っている場合には支給対象となります。【例1】 なお、令和6年最低賃金発効日（R6.10.27）以降に賃上げを行った場合であって、比較対象月が改定後の最低賃金（952円）未満の場合、最低賃金との差額の追給が行われていれば支給対象となります。【例2】	【例1】 R6.10月に賃上げ R6.9月の賃金額が893円（最低賃金）未満だった場合、893円を基準とし、R6.10月の賃上げにおいて953円以上に引き上げていれば対象となります。 【例2】 R6.12月に賃上げ R6.11月の賃金額が952円（最低賃金）未満だった場合、R6.10.27以降の賃金について、952円との差額分の追給が行われており、なおかつ、賃上げ対象期間（R6.10月～R7.9月）において合計で60円以上の引上げが行われていれば対象となります。
4	「過去5年間に重大な法令違反等がないこと」について、労災で是正勧告を受けたが該当になるか。	重大な法令違反の定義は誓約書に記載の以下のとおりです。 （下記に該当しなければ該当しません） 違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなどの法令違反等に該当しません。	
5	支援金受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなるか。	賃金引上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めることとなります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません）	